

# 通帳式通知預金規定

(令和1年9月1日現在)

## 1. (通帳式通知預金規定)

- (1) 通帳式通知預金規定は、通知預金に適用します。
- (2) 前項の通知預金の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の普通預金等共通規定および通知預金規定により取扱います。

## 2. (預入れ)

この預金の預入れは、口座開設店のほか当行国内本支店で取扱います。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

## 3. (預入番号指定による預金の解約)

同じ通帳の預金を解約する場合、1枚の払戻請求書に当行所定の件数まで預入番号を指定して解約できます。

## 4. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上